五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
明飛川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
広島県安芸郡海田町三迫二丁目
二四三六番四
二四四三番二
二四四四番二
二四四八番三
二四五一番二
二四五二番二
二四五三番二
二四五六番三
二四五九番二
二四六〇番二
二四六一番
二四六二番
二四六三番二
二四六四番六
二四六四番九
広島県安芸郡海田町東海田
字明飛　一一〇五五番三
一一〇五五番四
一一〇五七番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
広島県安芸郡海田町東海田
字明飛　一一〇五五番四　一号
一一〇五五番一　二号
一一〇五四番三　三号
一一〇五四番二六　四号
一一〇五七番一　五号
一一〇五七番三　六号
ハ　ロで指定した標柱一号と六号を結んだ線から、次に掲げる土地に存する標柱七号と八号を結んだ線までの区間の河川敷から左右各岸一・〇メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
広島県安芸郡海田町三迫二丁目
二四六六番一地先河川敷　七号
二三八九番地先道路敷　八号

○国土交通省告示第六百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成三十年五月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和十二年内務省告示第百四十九号で指定した西ノ谷川に掲げる土地の区域
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
明飛川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和十二年内務省告示第百四十九号で指定した明飛川に掲げる土地の区域

○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月四日（予備、同月六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
自衛艦十隻
実施艦等
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
その他

○防衛省告示第百十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月四日（予備、同月六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
自衛艦十隻
実施艦等
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。
その他

○防衛省告示第百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月五日から同月七日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
自衛艦八隻
実施艦等
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。
その他

○防衛省告示第百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月五日から同月七日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
自衛艦七隻
実施艦等
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。
その他

○防衛省告示第百十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月五日から同月八日までの間、毎日の〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
自衛艦十隻
実施艦等
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。
その他

○防衛省告示第百十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月五日から同月八日までの間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒